

調達説明書【一般競争入札用】

公告日 令和8年3月6日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁会計規程（平成19年3月30日三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」という。）第122条の規定により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分理解した上で、参加してください。

1 案件名及び内容

- (1) 案件名 令和8年度検査試薬・診療材料等の購入（単価契約）
- (2) 内容（仕様） 仕様書のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）

- (1) 履行期間（納入期限） 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 履行場所（納入場所） 三重県津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター内

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 三重県電子調達システム（物件等）利用登録をしている登録事業者

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質疑の提出

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、以下のとおり行うものとします。

(1) 提出期限

令和8年3月11日（水）12時まで

(2) 提出方法

別添「質疑申請書」により、期限まで（必着）に17（1）入札事務担当所属あて書面（FAX可。送信後に受信確認を行ってください。）で提出してください。

(3) 回答

令和8年3月13日（金）17時までに三重県ホームページに掲載いたします。

※提出の有無に関わらず、入札書提出前に必ず質疑の回答状況を確認してください。

5 同等品申請の提出

(1) 提出期限

令和8年3月11日(水)12時まで

(2) 提出方法

別添「入札内訳書」をご確認のうえ、別添「同等品申請書」により、期限まで(必着)に17
(1) 入札事務担当所属あて書面(FAX可。送信後に受信確認を行ってください。)で提出し
てください。また、申請を行う際は、同等であることが分かる資料等を添付してください。

(3) 回答

令和8年3月13日(金)17時までに三重県ホームページに掲載いたします。

※提出の有無に関わらず、入札書提出前に必ず同等品申請の回答状況を確認してください。

6 入札参加者に求められる義務

三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める競争入札参加資格確認申請をしてください。

(1) 提出期限

令和8年3月17日(火)12時まで

(2) 提出方法

期限まで(必着)に以下の担当あて別添「競争入札参加資格確認申請書」を郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12-1

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課(担当:中谷)

(3) 結果通知

令和8年3月19日(木)16時までに通知書を発送します。参加資格があることの通知を受けた後、入札書の提出を行ってください。

7 内訳書要否

要 ・ 不要

※内訳書は、別添「入札内訳書」を使用することとし、書面により入札書に添付してください。また、パスワードを設定しzipファイル形式で暗号化した内訳書の電子媒体(MicrosoftExcel形式)を8(1)に定める提出期限までに電子メールで提出してください。なお、設定したパスワードは、別添「パスワード通知票」に記載のうえ、入札書に同封し、郵送にてご提出ください。【送信先メールアドレス】kokorohp@pref.mie.lg.jp

8 入札書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月26日(木)15時まで

(再度入札を行う場合は、別途通知します。)

(2) 提出方法

提出期限までに以下のとおり指定郵便局留で一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出してください。郵便局留期間の10日を経過すると差出人に返送されることを考慮の上、郵便局に確

認するなどして期限までに確実に届くよう投函してください。

また、入札書は、住所（所在地）、商号（名称）及び代表者職氏名を記載のうえ代表者印を押印し、必要書類を添付のうえ、袋とじ又は割印をして提出してください。

【指定郵便局・宛名等】

〒514-0818

三重県津市城山3-11-14 津城山郵便局留

（受取人所在地：〒514-0818 三重県津市城山1丁目12-1）

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

（案件名）

「令和8年度検査試薬・診療材料等の購入（単価契約）」入札書在中

9 開札日時

令和8年3月26日（木）15時30分

（再度入札を行う場合は、別途通知します。）

※入札書提出者のうち、開札への立ち会いを希望する場合は、17（1）入札事務担当所属へ連絡してください。

10 落札候補者に求められる義務

（1）提出書類

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（個人の場合は納税証明書（その3の2）、法人の場合は納税証明書（その3の3）も可）（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

※提出書類等について、説明を求める場合があります。

（2）提出期限

令和8年3月27日（金）12時まで

※再度入札を行った場合は別途期限を定めます。

（3）提出先

17（1）入札事務担当所属

（4）落札決定

落札資格の確認を行った後、落札決定を行います。

落札決定後の辞退は、落札停止要綱の対象となります。

11 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 入札方法及び入札保証金

（1）入札は1品目ごとに行うものとし、入札価格は品目ごとに送料等の納入に要する経費を含めた単価（消費税及び地方消費税を除く（免税事業者にあつては、契約希望単価に110分の100を乗じた額）。整数止め。）としてください。

- (2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (3) 入札保証金は、品目ごとの入札単価に購入予定数量を乗じた額を合計した金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）の100分の5以上の額とします。ただし、規程第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- (4) 入札等にかかる費用は入札者の負担とします。

13 入札の無効

規程第131条の各号のいずれかに該当する者の入札書は無効とし、次のいずれかに該当する入札書は無効として取り扱います。

- (1) 競争入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合）
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (6) 入札保証金を納付する場合に、その額が規程第127条第1項に規定する額に満たないとき。
- (7) 落札候補者の落札資格の確認ができないとき。
- (8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
- (9) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (10) 内訳書を求めた場合に次のアからエに該当するとき。
 - ア 内訳書を提出しないもの。
 - イ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。
 - ウ 記載すべき項目が欠けているもの。
 - エ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの）。

14 落札候補者の決定

- (1) 6により、競争入札参加資格があることの確認を受けた者のうち、規程第125条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低の入札価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とします。
- (2) 入札額同額による落札候補者が2人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。なお、開札の立ち会いを希望しない場合は、くじ引きを当院の職員に委任したものとみなします。
- (3) 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号に基づく随意契約のための見積（以下「不落随契」という。）を行う場合があります。
- (4) 再度入札又は不落随契については、書面により入札（見積）書の提出を行ってください。

また、不落随契は、本調達説明書に基づいて行います。

15 契約方法及び契約保証金

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、品目ごとの契約単価に購入予定数量を乗じた額を合計した金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）に、消費税及び地方消費税額を外税で加算した金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額（以下「契約保証金基準額」という。））の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、契約保証金基準額の100分の30以上とします。また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項の第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

- (3) 契約は、17（2）契約事務担当所属で行います。
- (4) 契約書の作成、提出については、規程第136条、第137条によります。
- (5) 契約書は、書面による場合は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (6) 契約金額は、入札内訳書に記載された品目ごとの単価とし、支払額は、契約単価（税抜き）に発注数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を外税で加算した金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）とします。ただし、消費税の免税事業者にあつては、契約単価に発注数量を乗じた金額とします。
- (7) 監督及び検査は、契約条項の定めるところによります。
- (8) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約条項の定めるところによります。

16 その他

- (1) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、4により質疑を行ってください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (3) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。
- (4) 17（2）契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求める場合があります。
- (5) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。
- (6) 契約の相手方となった場合には、個人情報保護に関し三重県が定める事項を遵守しなければなりません。

- (7) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (8) 受注者は、契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (9) 契約締結権者は、受注者が(8)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (10) 契約締結権者は、規程第139条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (11) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規程第140条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (12) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規程第141条に基づき、違約金を徴収します。
- (13) その他必要な事項は、規程に定めるところによります。
規程は以下のURLから参照してください。
https://en3-jg.d1-law.com/mie-ken/d1w_reiki/H419909170002/H419909170002.html
- (14) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

17 問い合わせ先

(1) 入札事務担当所属

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当：中谷

電話 059-235-2125 FAX 059-235-2135

(2) 契約事務担当所属

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当：中谷

電話 059-235-2125 FAX 059-235-2135